



熊本県公報

号外 第 2 0 号

平成 30 年 3 月 31 日(土)

(毎週 火・金発行)

目 次

条 例

○熊本県税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 2

規 則

○熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (〃) 4

登 載 依 頼

○熊本県行政不服審査会の開催…………… (行政不服審査会) 6

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

1 法人事業税

ガス供給業のうち、ガス中小事業者が行う製造及び小売に係る事業について、収入金課税から所得課税に変更することとした。(第 39 条関係)

2 不動産取得税

(1) 個人が土地を取得した日から 1 年以内、又は、取得した日前 1 年の期間内に、当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合において、当該個人が、当該住宅を取得した日から 6 月以内に耐震改修を行い、そのことにつき証明を受け、かつ、その者の居住の用に供したときの当該土地の取得に対して課する不動産取得税を減額する特例措置を創設することとした。(第 59 条関係)
また、当該土地の取得から一定期間、不動産取得税の徴収を猶予する措置を講ずることとした。(第 60 条関係)

(2) 新築住宅を独立行政法人都市再生機構等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から 1 年(本則 6 月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成 32 年 3 月 31 日まで延長することとした。(附則第 6 条の 7 関係)

(3) 土地が取得され、かつ、当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合の税額の減額及び徴収猶予について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成 32 年 3 月 31 日まで延長することとした。(附則第 6 条の 7 関係)

(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 32 年 3 月 31 日まで延長することとした。(附則第 7 条関係)

(5) 住宅及び土地の取得に係る標準税率(本則 4%)を 3%とする特例措置の適用期限を平成 33 年 3 月 31 日まで延長することとした。(附則第 7 条の 3 関係)

(6) 宅地建物取引業者が平成 31 年 3 月 31 日までに改修工事対象住宅用地を取得し、取得後 2 年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該用地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供したときに、その取得に対して課する不動産取得税について減額する特例措置を創設することとした。また、当該改修工事対象住宅用地取得の日から 2 年以内の期間に限って、同用地に係る不動産取得税額のうち減額分の徴収を猶予する措置を講ずることとした。(附則第 8 条の 2 関係)

3 自動車取得税

(1) 自動車取得税の免税点に係る特例措置について、その適用期限を平成 31 年 9 月 30 日まで延長することとした。(附則第 8 条の 3 の 3 関係)

(2) 車両安定装置等の先進安全技術(以下「ASV」という。)を搭載したトラック・バス等の課税標準の特例措置について、対象となる車両の拡充及び複数の ASV を搭載した場合の特例措置を創設することとした。(附則第 8 条の 3 の 4 関係)

4 軽油引取税

船舶や農林業等の動力源に供する軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を平成 33 年 3 月 31 日まで延長することとした。(附則第 8 条の 4 関係)

5 その他規定の整理を行うこととした。

別記第30号の2様式(その2)(第20条の2関係)

専有部分床面積の割合補正申請書
(各階ごとの取引価格を勘案して協議した場合)

年 月 日

熊本県 広域本部長 様

申請人	住所	
	氏名	印
同	住所	
	氏名	印

熊本県税条例第49条第8項の規定により専有部分の床面積の割合の補正の方法を下記のとおり申請します。

記

1. 補正の方法

2. 地方税法施行規則第7条の3の2第3項に定める補正の方法によることができない理由

(備考)申請人(区分所有者)の全員が署名押印してください。

別記第52号の2様式中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別記第52号の2様式の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県税条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県税条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

登載依頼**熊本県行政不服審査会公告第2号**

熊本県行政不服審査会を次のとおり開催します。
平成30年3月31日

熊本県行政不服審査会事務局長

- 1 開催日時
平成30年4月11日（水）
午前10時から正午まで（予定）
- 2 会場
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館4階 行政不服審査会室
- 3 議事
（1）会長の選任
（2）委員3人で構成する合議体委員の指名等
（3）熊本県行政不服審査会に係る法令等の説明
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻までに、当該会議の会場前において受付のうえ、事務局の指示に従い会場に入室することができます。
（2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県行政不服審査会事務局（熊本県総務部総務私学局県政情報文書課）
電話番号：096-333-2066